

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その１）

		事業年度	・ ・	法人名		
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度	控除未済外国税額等 ^⑮	当期控除額 ^⑯	翌期繰越額 ^{⑮-⑯} ^⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 ^① (別表1の⑦)	円	・ ・	円	円	
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑲)		・ ・			
	計 ^{①+②} ^③		・ ・			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額(別表1の①、同表の⑦又は(同表の①+同表の②+同表の③)) ^④		・ ・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ^{③-④} ^⑤		・ ・			
	道府県民税の控除限度額(別表1の④) ^⑥		・ ・			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額(別表1の⑳)		・ ・			
	計 ^{⑥+⑦} ^⑧		・ ・			
	当期分の控除外国税額 ^⑨ (⑤又は⑧のうち少ない額)		・ ・			
	⑨又は当初申告税額控除額 ^⑩		・ ・			
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ^⑪						
法第53条第42項により控除できる金額(別表7(その1)の⑧) ^⑫			当期分			
当期分として算定した法人税割額 ^⑬ 又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩			円			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 ^⑭ 若しくは(⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は⑫			円			
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細						
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき外国税額等 ^⑮	各道府県ごとに算定した法人税割額 ^⑯	各道府県ごとに控除する外国税額等(⑮又は⑯のうち少ない額) ^⑰	
名称	所在地		円	円	円	
合 計				⑰	⑱	

第七号の二様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の一関係) [別紙二六]